

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年4月24日（平成27年（行個）諮問第78号）

答申日：平成29年6月5日（平成29年度（行個）答申第38号）

事件名：本人に対する労災補償給付の不支給決定に関する調査復命書等の一部  
開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成26年特定月日に特定労働基準監督署長が不支給決定した休業補償給付請求にかかる調査復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別記の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年12月18日付け愛労発基1218第1号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた部分の一部について開示を求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

就業規則及び作業日報は開示すべきです。

- ① 特定会社から何の説明もされていませんし、就業規則があることも知りませんでした。しかし、就業規則は全労働者に知らされるべきです。
- ② 作業日報は、私が作成したもので、その日に作業した機械、製品、出来高、不良品数が細かく記載された重要な書類です。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成26年10月30日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定日付けで特定労働基準監督署長が不支給決定した休業補償給付請求に係る調査復命書及び添付書類一式」に係る

開示請求を行った。

- (2) これに対して、処分庁が平成26年12月18日付け愛労発基1218第1号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年1月29日付け(同年2月2日受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条1号を加え、同条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である(別表省略)。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が行った労災補償給付請求について、特定労働基準監督署長が支給の可否を判断するために要した資料一式である。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法14条1号の不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、6の①、23の①及び24の不開示部分は、被災労働者に対する主治医の診断結果である。当該診断結果については、被災労働者の主治医より、被災労働者の健康面及び治療上から開示することは好ましくないという意見があるため、開示請求者の生命、健康及び生活を害するおそれがある情報であると判断し、法14条1号に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2、6の②、8、9の①、10の①、15、21の①、23の②、27の①、28の①、29の①、30の①、31の①、34の①、36の①、38の①、39の①、40の①、41の①、42の①及び43の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③、6の③、27の②、28の②、29の②、30の②、31の②、34の②、36の②、38の②、39の②、40の②、41の②、4

2の②及び43の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。当該聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号4, 9の②, 10の②, 20の①及び21の②の不開示部分は、特定事業場の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号10の③, 11ないし13, 16ないし19, 20の②, 22, 33及び35の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号10の③, 11ないし13, 16ないし19, 20の②, 22, 33及び35の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

オ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③, 6の③, 27の②, 28の②, 29の②, 30の②, 31の②, 34の②, 36の②, 38の②, 39の②, 40の②, 41の②, 42の②及び43の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から

聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号10の③、11ないし13、16ないし19、20の②、22、33及び35の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記ウ（イ）で既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条1号、2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年4月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月19日 審議
- ④ 平成29年5月11日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、  
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年6月1日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成26年特定月日に特定労働基準監督署長が不支給決定した休業補償給付請求にかかる調査復命書及び添付書類一式」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、不開示理由に法14条1号を加え、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしている。

### 2 審査請求の範囲について

審査請求人は、審査請求書において、「就業規則及び作業日報は開示すべき」としていることから、審査請求人が開示を求めているのは、就業規則及び作業日報に記録された保有個人情報で、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とされた部分であると認められる。このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 就業規則（文書番号8）について

ア 諮問庁は、理由説明書及びその別表において、就業規則最終頁の2行目21文字目ないし24文字目並びに「従業員代表職氏名」欄の記載及び印影の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるが、その余の部分については、新たに開示するとしている。

イ 当審査会において見分したところ、上記アの不開示部分は、審査請求人以外の第三者の氏名、役職及び印影であり、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただ

し書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 作業日報（文書番号14及び19）について

ア 諮問庁は、理由説明書及びその別表において、文書番号14については、新たに開示するが、文書番号19の不開示部分については、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしている。

イ 当審査会において見分したところ、文書番号19は、審査請求人以外の第三者の作業日報であり、労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて、特定事業場から提出された文書であると認められる。

(ア) 文書番号19の不開示部分のうち、各頁1行目の印字された部分並びに表頭1段目及び2段目は、様式部分であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) その余の部分については、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別記の4欄に掲げる部分は、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当しないと認められるので、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別記

1 文書番号及び文書名		2 不開示部分	3 不開示情報該当性（法14条）	4 開示すべき部分
文書番号	文書名			
8	就業規則	最終頁の2行目21文字目ないし24文字目並びに「従業員代表職氏名」欄の記載及び印影	2号	なし
14	作業日報①	新たに開示	—	—
19	作業日報②	不開示部分全て	3号イ及びロ並びに7号柱書き	各頁1行目の印字された部分並びに表頭1段目及び2段目